



## コンプライアンス

当社グループはコンプライアンスを重視し、これまでさまざまな施策を実施してきました。ここでは、以下の二つの取り組みをご紹介します。

### コンプライアンス報告・相談制度を設けています

従業員が、所属する部門でコンプライアンス違反の疑いがあることに気付いた時は、まず上司や関係部門に報告あるいは相談することが基本です。しかし上司が関わっている疑いがある、あるいは所属の多くが関与しており自分が孤立している、周りから圧力を感じるなどという場合は、社内では報告あるいは相談することが不安だったり、怖かったりするかもしれません。そんな時のために、「コンプライアンス報告・相談制度」を設けています。

「コンプライアンス報告・相談制度」では外部弁護士が直接相談者の相談に乗り、報告を聞きます。そして相談者の氏名は秘密にしてCSR部(事務局)に通知し、事務局は事実関係を調査し、違反の有無を判断の上、今後の対処方針を決定します。決定した方針を、外部弁護士は相談者に直接回答します。

この制度が有効活用されるよう、コンプライアンスガイドブックの配布、社内イントラネット掲示板への利用方法の掲示、そして社内報への利用方法および利用実績の掲載などにより幅広く従業員に告知しています。

2009年度は14件の報告・相談がありました。

### 2009年度はハラスメント研修を実施しました

これまで講じてきた諸施策の成果を検証し、今後のコンプライアンス推進活動の指針とするため、2009年2月に初めてコンプライアンス意識調査を実施しました。

この結果、セクハラ・パワハラなどの人権侵害防止の研修や指導を求める声が多いことが判明しました。

この意識調査結果を踏まえ、2009年度のコンプライアンス全社共通重点活動を「セクハラ・パワハラを中心とする人権問題に関する教育・啓発」と設定しました。この活動は、全従業員を対象に教育用DVD視聴や講義を組み合わせた研修を行うことを基本として、各事業部門で研修内容を工夫して実施することとしました。

受講者の感想として、「分かりやすかった」「繰り返し実施してほしい」などの声が寄せられています。「コンプライアンス報告・相談制度」にもセクハラ・パワハラに関する相談が寄せられてきており、今後もこのテーマについての教育・啓発を検討していきたいと考えています。



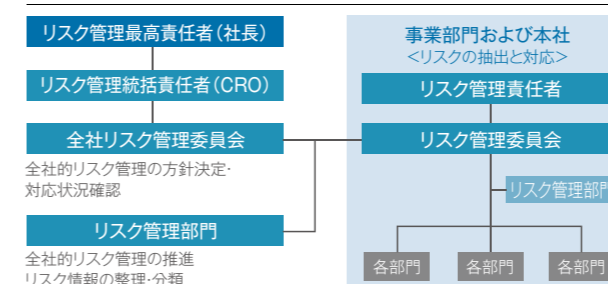
## リスク管理／危機管理

リスクを予防し、  
顕在化した場合には損失を最小限に食い止める取り組みを行っています。

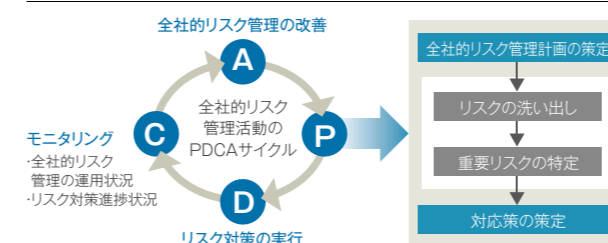
### リスク管理

2010年4月からリスク管理の最高責任者として社長を、リスク管理業務を統括する責任者としてCRO(Chief Risk Officer)を置くとともに、リスク管理に関する重要な事項の審議や実施状況のモニタリング機能を持ったリスク管理委員会を設置して全社リスク管理を実施しております。また、リスク管理部門を設置しリスク管理を全社的に推進・支援するとともに、各事業部門においても事業部門長を責任者とした同様の体制を構築し全社リスク管理を推進しております。

#### 全社リスク管理体制



#### 全社リスク管理活動



この体制のもと、2010年4月から、各部門におけるリスクの洗い出し・評価、対策立案・実施、モニタリングといった一連のサイクルを回し、経営に重大な影響を及ぼす重要なリスクを毎年共通な尺度で特定し、全社の視点で合理的かつ最適な方法で管理していくことにしております。

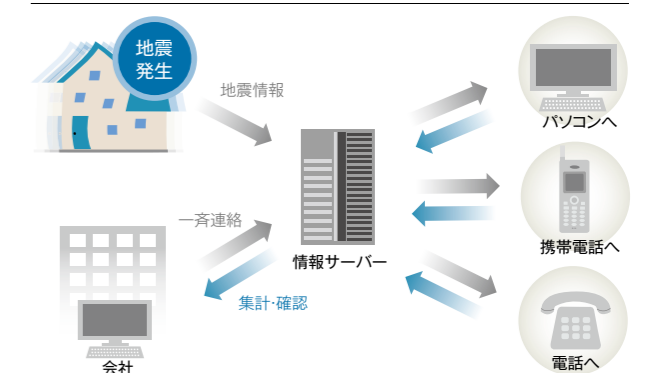
### 危機管理

川崎重工グループでは、リスクが顕在化した場合に備えて、生命・財産の保全、被害・損失の極小化、事業活動の早期復旧を図ることを目的とした「危機管理規則」を定めています。当社グループ全体を組織横断的に統合する危機管理体制として、社長を最高危機管理責任者とする危機管理対策機構を設け、危機が発生した時には本社および現地対策本部を立ち上げ、迅速に対応する体制を構築しております。

2009年の新型インフルエンザ流行時には危機管理対策機構から情報ならびに注意事項を社内へ発信しましたが、神戸において国内感染者が確認された翌営業日には本社対策本部を設置し、事業所ごとに新型インフルエンザ対策行動計画(BCP)を策定し、対策にあたりました。

また、大規模地震など災害発生時に当社グループ社員の安否確認を迅速に行うための川崎重工グループ安否情報システムを2004年度から導入し、訓練を重ねてまいりましたが、さらにリスク対策の一環として、2010年10月1日より社外システム(クラウド)を利用した、さらに使いやすい川崎重工グループ緊急連絡システムに更新し、リスクが顕在化した場合に備えています。

#### 川崎重工グループ緊急連絡システム



## 株主・投資家との関わり

株主の皆様に対しては、業績に見合った利益の還元を行うとともに、株主と投資家の皆様に対して、ホームページなどを通じた情報開示に積極的に取り組んでいます。

### 株主総会

当社は、企業の最高意思決定機関である「株主総会」を、株主の皆様と当社経営陣との間でコミュニケーションを行う重要な「場」と考えています。

株主の皆様が、株主総会で決議いただく重要な事項について十分に検討いただけるよう、法定の期限よりも早く招集通知をお送りしており、また、総会会場に出席することが困難な株主の皆様のために、インターネットや携帯電話を利用して議決権を行使できるようにしています。

株主総会会場では、1年間の事業の経過と成果などを、映像を使用して、株主の皆様に分かりやすくご説明するよう努めています(株主総会で使用した映像は、当社のホームページでもご覧いただけます)。

※2010年3月期決算に係る「第187期定時株主総会」は、2010年6月25日、神戸市内で開催いたしました。約680名の株主にご出席いただき、活発な意見交換を行いました。

※今回の株主総会では、2010年4月に策定しました中期経営計画とKawasaki事業ビジョン2020についての説明パネルをロビーに設置し、多くの株主の皆様からのご質問にお答えいたしました。



### 利益の還元

株主の皆様への利益還元につきましては、当社は、将来の成長に備え収益力と経営基盤の強化・拡充を図るため、内部留保の充実に配慮しつつ、業績に見合った配当を安定的に継続することを基本方針としていますが、2009年度(2010年3月期決算)では、将来の業績見通しおよび内部留保などを総合的に勘案し、1株あたり3円の期末配当を実施しました。

1株あたり純損益(連結)と年間配当金の推移

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
純損益	11円20銭	18円94銭	21円8銭	7円2銭	▲6円51銭
配当金	3円	5円	5円	3円	3円

### IR活動(情報開示)

当社は、国内外におけるさまざまなIR活動を通じ、当社業績の公平かつタイムリーな情報開示に努めています。

年2回(半期ごと)の機関投資家証券アナリスト向け決算説明会のほか、個別取材への対応や海外機関投資家の個別訪問などを実施しています。

また、当社ホームページに「IR情報」と題した、株主および投資家向けのページを設け、業績予想などの最新情報のほか、経営方針、各事業部門別の業績の推移、各種計算書類や決算説明会での配布資料などを掲載しています。

さらに、株主の皆様には、6月末と12月初旬の年2回、会社の経営状況や事業の内容などを分かりやすくご紹介する「BUSINESS REPORT」をお送りしています。

詳しくは:川崎重工「IR情報」  
<http://www.khi.co.jp/ir/index.html>



当社ホームページ「IR情報」

## お取引先との関わり

調達活動において、お取引先との公正な取引を通じ、相互に信頼関係を構築することが重要であると考えています。



### 公正な取引と信頼関係の構築

当社は、1999年11月に「調達関係者行動指針」を制定し、調達に携わる関係者すべてが、日々の行動において自覚と良識を持つとともに、お取引先との公正な関係を堅持し誠意を持って職務にあたるように努めています。

本指針は各部門に大きく掲示され、常日頃より調達業務遂行の羅針盤となっています。



調達関係者行動指針

### CSR調達の推進

お取引先と締結する「取引基本契約書」において、CSR活動全体への取り組み姿勢として、当社とお取引先の双方が「企業の社会的責任の重要性を認識し、環境、社会の持続的発展を踏まえた事業活動および社会活動に自立的かつ積極的に取り組む」ことを定めています。

#### <グリーン調達>

また、環境負荷の少ない製品づくりを目指す「グリーン調達」については、事業部門の特性に合わせた取り組みを推進しています。

一例としては、モーターサイクル&エンジンカンパニーでは「グリーン調達ガイドライン」を国内外のお取引先に適用し、環境マネジ



グリーン調達ガイドライン

メントシステムの構築の要請や、調達する部品・材料などに含まれる環境負荷物質の把握・管理を行うなど、お取引先と連携して取り組みを行っています。

### コンプライアンスの徹底

「下請法(下請代金支払遅延等防止法)」や「建設業法」など調達関連法規の遵守のため、グループの調達部門を対象とした集合研修を年1~2回実施しています(毎回約40名が参加)。

さらに、下請法については、次の通り、積極的な取り組みを継続しています。

- 設計部門などを対象とした研修を各工場で実施
- 各業務において注意すべき事例を取り上げた「下請法違反事例集」を作成・配付
- 社内Webサイトで下請法の概要や解説を掲載し、全社への周知活動を実施

また、反社会的勢力との関係遮断については、前述の「調達関係者行動指針」および「取引基本契約書」において、当社とお取引先の双方が反社会的勢力と一切の関係を持たないことを義務付けています。



社内Webサイト 下請法トップ画面